

国民年金ちょっと解説。

住民税務課 電話 0994-22-3039
 住民生活課 電話 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

*今*も*将来*も

*老後*も。

国民年金は一生の

リスクの備えです。

年金は老後に備えるものとして誤解していませんか？

学生のみなさんにとっても今の生活に関わる「まさか」の備えになっています。

*今の「まさか」に「障害基礎年金」

になった際に受け取る年金

病気やけがなどで障害者になった際に受け取る年金

*将来の「まさか」に「遺族基礎年金」

一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金

◎ 老後の「安心」に「老齢基礎年金」

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金

◎ 時代の変化に合わせて生活を支えます。

国民年金の受取額は、時代の状況や物価を考慮し、生活に適した額を給付します。つまり、国がなくならない限り確実に受け取れるしくみになっています。

◎ 保険料はかならず納める。

それが日本のルールです。

国民年金の保険料は、「20歳になったら必ず納めなければいけない」ことが法律で決められています。もし保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

もし、経済的な理由で保険料を納められないときは、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を学生の方は「学生納付特例申請書」を住民票上の住所地に提出します。

申請免除・納付猶予等の申請は、過去2年1カ月分を

おこなって申請することができます。1枚の申請書につき1年度分の申請となります。一般の申請免除は（7月から翌年6月まで）また、学生の免除申請は（4月から翌年3月まで）の期間となります。

なお、役場の国民年金担当窓口で、平成29年7月3日から、平成29年度の免除申請の受付を開始しています。申請書は窓口にて備えてあります。

お知らせ

障害者委託訓練生募集

● 訓練内容 II 介護職員初任者研修課程

● 訓練期間 II 3か月（土・日・祝は休み）

● 平成29年11月9日（木）～平成30年2月8日（木）

● 募集期間 II 平成29年9月19日（火）～平成29年10月13日（金）

● 定員 II 8人

● 問い合わせ先 II 最寄のハローワーク（参考：鹿屋ハローワーク）

☎ 0994-42-4135

特設人権相談所の開設について

特設人権相談所を田代支所1階会議室で左記の日程で開設します。

家庭内のもめごとや近隣所とのトラブル、いじめや差別などの問題でお困りの方は、ご相談ください。
 ※相談は無料で秘密は固く守られます。

● 日時 II 平成29年8月17日（木）午前10時から午後3時

消費税軽減税率制度説明会のご案内

鹿屋税務署では、個人事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係ある制度ですので、是非、お越しください。

○ 消費税の軽減税率制度は平成31年10月1日からの消費税10%への引き上げと同時に実施されます。

【日時】

平成29年10月17日（火）

10時～11時30分、

14時～15時30分

平成29年10月18日（水）

10時～11時30分

【場所】

鹿屋税務署4階共用会議室
 （鹿屋市西原4丁目5-1）

※参加の際は事前に左記、窓口へお申込み願います。会場の席数に限り（50席）があり、募集を打ち切らせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

（申し込み・お問合せ窓口）

鹿屋税務署 総務課

☎ 0994-42-3127

安心の年中365日・24時間受付

— 家族葬、自宅葬から一般葬まで —
 — ご家族の一人として、ご家族と共に —

真心と誠意の



総合葬祭

ルミエールなんぐう

愛・まごころ Lumiere (樹きもつき)
 [JAグループ]

錦江町馬場2142番地1（タイヨーさん隣）
 TEL (0994) 28-3491 ・ TEL (0994) 24-4444